

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：健康増進対策費

事業名 口腔保健支援センター推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111 (内 2624)

E-mail： c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 377 千円 (前年度予算額：377 千円)

＜財源内訳＞

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	377	188	0	0	0	0	0	0	189
要求額	377	188	0	0	0	0	0	0	189
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・「歯科口腔保健の推進に関する法律（以下「口腔保健法」という。）」（平成23年8月10日施行）により、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）を設けることができることとされたところ。
- ・県は口腔保健法に先立ち、平成22年4月に「岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例（以下「条例」という。）」を施行した。
- ・条例第11条に基づく「第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画」を平成29年3月に策定し、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、口腔保健支援センターを拠点にして、県の歯科保健事業の総合窓口としての機能を図り、事業展開するものである。

(2) 事業内容

以下に示す施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う。

- ア 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- イ 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ウ 障がい者等の定期的歯科検診受診のための施策等

- エ 歯科疾患の予防のための措置等
- オ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等
- カ 口腔の健康を向上するための研修会開催等

※減額理由：報償費、旅費、印刷製本費の見直しを行ったため

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・国庫補助金 8020 運動・口腔保健推進事業
口腔保健支援センター設置推進事業費
国庫基準額 8,233 千円 補助率 1/2 (国 1/2、県 1/2)

(4) 類似事業の有無

- ・無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	110	研修会講師報償費、運営委員会委員報償費
旅費	132	研修会講師旅費、運営委員会委員旅費、運営活動旅費等
需用費	111	運営委員会実施費
役務費	24	通信運搬費
合計	377	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第7期岐阜県保健医療計画 歯科保健医療の役割
「乳幼児期や学齢期のむし歯予防、成人期の歯周病予防、高齢期の歯の喪失防止を進め、県民の「8020」の達成を目指し、食べる喜びや噛むことへの満足など、QOL（生活の質）の向上を図ります。」
- ・第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画
「歯科口腔保健事業を推進するための人材確保・育成を進めます。」
「全県的な口腔保健情報の収集や提供、関係者への研修等の機能を果たす県口腔保健支援センターの活動を通じて、口腔保健情報の提供を実施します。」
「歯科医療等業務従事者やその他保健医療従事者等の資質の向上のための研修を充実します。」
「市町村、関係団体・機関との連携の強化を図ります。」

(2) 事業主体及びその妥当性

- ・口腔保健支援センターを設置、運営することは、保健医療計画等でも位置づけた県の役割であり、県負担は妥当。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

地域住民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を推進させる観点から、地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させるため、歯科口腔保健の推進に関する法律第15条に規定される口腔保健支援センターを運営し、県民の口腔の健康の向上を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

本事業は、地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させるものであり、指標化にはそぐわない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

平成27年3月17日 岐阜県口腔保健支援センター設置

平成31年2月21日 岐阜県口腔保健支援センター推進協議会開催
出席者：協議会委員 13名

令和2年2月20日 岐阜県口腔保健支援センター推進協議会開催
出席者：協議会委員 11名

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

岐阜県口腔保健支援センター推進協議会を開催したことにより、支援センターで求められる役割や、今後の方向性を学識経験者や地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育関係者を交えて意見交換したことで、岐阜県における歯科口腔保健の推進体制の構築を図ることができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	歯科口腔保健医療推進のための環境整備を進める上で、本事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	岐阜県口腔保健支援センターを設置し運営することで、県の課題や実情に応じた歯科口腔保健を確実に推進することが出来ている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	口腔の健康を向上するために、協議会等を開催することで、地域の実情把握や関係団体との意見交換ができ、効率のよい推進方法を構築することが出来ている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>市町村、関係機関の歯科口腔保健の実施体制について、歯科口腔保健に係る専門的知見を有した人材が不足していることから、情報提供や人材の育成が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の歯科保健担当者を支援する場が少ないため、研修会等の支援する場の構築が必要。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、後どのように取り組むのか <p>歯科口腔保健対策に携わる市町村、関係機関・団体等とさらに連携を強化し、歯科口腔保健推進に向けた取り組みを図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の歯科保健担当者を支援する場として研修会を実施する。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	